

氏名（生年月日）	田村伸子	（1972年1月7日）
学位の種類	博士（法学）	
学位記番号	法博甲第107号	
学位授与の日付	2015年3月19日	
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項	
学位論文題目	契約解除要件の再検討 —新たな解除制度の構築に向けて—	
論文審査委員	主査 福原 紀彦 副査 遠藤 研一郎・高田 淳	

#### 内容の要旨及び審査の結果の要旨

##### 1. 論文の主題と構成

田村伸子氏（以下、筆者という。）より提出された博士学位（甲）請求論文「契約解除要件の再検討—新たな解除制度の構築に向けて—」は、A4版横書にて全編210頁から成り、4編立てにより、次のような構成を採る。

##### 序

第1章 問題意識—わが国における新たな解除制度の構築

第2章 検討の対象と方法

##### 第1編 日本法における解除制度の沿革と解除要件の展開

###### 序章

第1章 民法典成立過程

第2章 ドイツ法継受と学術理論の発展

第3章 解除制度をめぐる国際的動向

第4章 日本における新たな契約責任論と解除制度

###### 小括

##### 第2編 アメリカ法における解除制度の沿革と解除要件の展開

###### 序章

第1章 アメリカにおける契約解除制度の概要

第2章 「重大な違反」要件の判断要素

第3章 ケースにおける「重大な違反」の判断構造

#### 第4章 契約の終了と「完全な違反」total breach

小括

### 第3編 解除要件をめぐる実務の課題と動向

序章

#### 第1章 解除についての判例の展開—契約目的不達成解除と催告解除

#### 第2章 解除をめぐる攻撃防御と主張立証責任

#### 第3章 契約目的不達成の判断構造—要件事実論

小括

### 第4編 解除要件の再検討

序章

#### 第1章 催告解除と無催告解除との規律

#### 第2章 契約・義務類型による解除要件の再検討

小括

結び—債権法改正に寄せて

## 2. 研究経過と本論文の概要

### (1) 研究の経過と手法

本論文の筆者は、創価大学法学部卒業、司法試験第二次試験合格の後、司法修習を経て、弁護士としての実務に携わりながら、創価大学に本拠を置く要件事実研究所の研究者として、要件事実論と民事法学の研究に従事している。さらに、筆者は、創価大学法科大学院の講師および准教授として教育研究に従事しながら、いっそうの研究の進展を図って一定の成果を纏めるべく、中央大学法学研究科民事法専攻博士後期課程に入学して研究に励んできた。その研究の成果と特徴は、すでに公表された著作にも表れている。すなわち、①「評価的要件の判断構造の考察—権限外の表見代理における「正当理由」を題材として」伊藤滋夫編『民事要件事実講座6』青林書院（2010年1月）、②「国籍法2条3号「父母がともにしれないとき」の要件事実—最判平成7年1月27日民集49巻1号56頁国籍確認請求事件」創価ロージャーナル第4号（2011年3月）、③共著（伊藤滋夫編著）『要件事実小辞典』（共著執筆項目全体の約4割）青林書院（2011年12月）、④「解除の要件事実（1）—法定解除を中心として」創価ロージャーナル第5号（2012年3月）、⑤「解除の要件事実（2）—『契約目的を達成できないこと』の要件事実」創価ロージャーナル第6号（2013年3月）、⑥「アメリカ法の解除要件『重大な違反』の判断構造—第2次リステイメント§241」創価ロージャーナル第7号（2014年3月）である。筆者は、その実務経験から、民事法学の学術理論と実務理論との相克を問題意識の根底に据えて、在籍中の研究の着実な進展を示す④乃至⑥の各論文の執筆を通じ、契約解除の要件を多面的に検討している。これらは、本研究と本論文の基盤となっている。

## (2) 本論文の概要

本論文を構成する各編の内容は、以下のとおりである。

### 序

契約を締結した当事者間における契約の拘束力が、どのような場合に消滅して、当事者が契約の拘束力から解放されるべきか。この契約解除要件のあり方を求めて、解除制度を新たに構築することは、高度に複雑化した契約社会に対応した適切な理論を構築することに他ならない。解除制度の理解は、契約そのものをどのように捉え、何らかの履行障害が生じた場合の契約責任をどのように解するかと深く関係する。解除制度に影響を及ぼす契約責任論については、欧米諸国の動向にわが国も多大な影響を受け、伝統的理解から現代的理解へと大きな変遷がある。しかし、新しい契約責任論を基盤としても、どのような解除制度を採用するかは理論的に一義的に導かれるものではない。

わが国では、立法の沿革から判例による解釈論に見られる従来の「契約目的不達成」要件は、主に債権者の利益保護の観点を示す要件であり、必ずしも、いかなる場合に契約の拘束力からの離脱を認めるかという観点から検証されたものではない。また、近時の議論においても、催告解除と無催告解除との区別の基準、催告解除と無催告解除と「契約目的不達成」要件との論理関係は依然として明確ではない。これらから、わが国における「契約目的不達成」要件を再構成する必要がある。

さらに、「契約目的不達成」要件の評価性の高さに注目する必要がある。要件事実論からすると、評価的要件の判断は、評価根拠事実と評価障害事実の総合判断により、その判断構造は複雑である。当事者は、当該評価を基礎付ける、あるいは、その障害となるには、どのような事実を、どの程度の量において、主張立証すればよいかの判断が困難である。「契約目的不達成」要件の評価根拠事実、評価障害事実を、原則・例外という視点から明確化するとともに、契約類型・義務類型に応じた検討を加えることによって、高度に複雑化・多様化・国際化した現代の契約社会において、適切に対応しうる解除制度の構築が可能になるのではないかと考える。

そこで、本論文は、第1編でわが国における沿革と現状を明らかにし、第2編でアメリカ法の沿革と現状を明らかにし、第3編でわが国における解除要件の判例実務および要件事実論の現状を明らかにし、これらを踏まえて、第4編で新たな解除要件を構築するため、理論と実務を架橋する検討を行うものである。

### 第1編 日本法における解除制度の沿革と解除要件の展開

第1章では、わが国の民法および商法に条文化された「契約目的不達成」を要件とする解除制度の沿革を検討する。「契約目的不達成」は各条項によって様々な意義を有するが、債権者の利益保護という観点で共通することを明らかにする。

第2章では、民法制定後ドイツ法の学説継受によって債務不履行三分体系が確立し、解除制度も従属しゆく一方で、「契約目的不達成」を要件とする無催告解除を定める定期行為解除（民542条）についての議論を検討する。第1に、定期行為の分類として相対的定期行為と絶対的定期行為に分けられ、催告解除・無催告解除のいずれによるべきかが論じられている。民法541条乃至543条の

区別が相対的であること、民法 542 条における「契約目的不達成」の意義を明らかにする。第 2 に、定期行為解除について帰責事由が必要かが論じられている。債務不履行に基づく損害賠償制度とは区別されて、どのような場合に契約の拘束力を認めるべきかという、解除制度に独自の視点の存在を明らかにする。

第 3 章では、ウィーン売買条約 (CISG) をはじめとする欧米の解除制度を検討する。そこでは、「重大な違反」がある場合に限り解除を認める制度を基本としつつ、一定の場面に限定して催告解除を認めるという制度を構築したことや、「重大な違反」の内容、判断基準についての議論を明らかにする。

第 4 章では、わが国での新しい契約責任論と解除制度の議論について整理し、催告解除と無催告解除との区別の基準、催告解除・無催告解除と「契約目的不達成」要件との論理関係が問題として残っていることを明らかにして、最近の民法 (債権法) 改正の議論を整理する。中間試案までは「重大な不履行」「契約目的不達成」を催告解除・無催告解除を通じての一元化された解除要件と位置づけ、その中で催告解除と無催告解除とを規定する方向性が打ち出されていた。しかし、要綱仮案では、催告解除と無催告解除との二元的構成がとられ、催告解除においては、「軽微」でない不履行が消極要件とされ、無催告解除においては、履行不能、履行拒絶以外は、「契約目的不達成」が積極要件とされている。要綱仮案では、「契約締結の目的の達成に重大な影響を与えるものである」ことを要件としたいいわゆる付随的債務の不履行解除を認めた判例をもとに、催告解除においては「軽微」でない不履行が消極要件とされているが、その判例の理解には重大な問題がある。

## 第 2 編 アメリカ法における解除制度の沿革と解除要件の展開

第 1 章では、アメリカにおける契約解除制度を概観する。交換的な契約においては、相手方の履行が自己の履行の条件となると擬制され、相手方が義務の履行を行わなければ自己の義務の消滅が認められる。契約上の義務が消滅すれば、相手方はそれまでに一部履行をしても対価を全く得ることができなくなるため、判例は、「重大な違反」がある場合に限り、擬制条件は不成就と判断する。その「重大な違反」要件は、二段階の構造をもつ解除制度を構築する。すなわち、第一段階として、相手方に重大な違反があれば、債権者は自己の義務の履行を保留・停止することができる。第二段階として、違反した当事者には治癒権が認められ、「重大な違反」の後、相当な期間内に違反が治癒されない場合は、「完全な違反」として、契約解除が認められる。

第 2 章では、「重大な違反」要件の判断要素を具体的に検討する。第 2 次リステイメント § 241 の判断要素は、基本的に債権者が契約により期待していた利益を違反により得ることができなくなってしまった程度が大きな要素となるが、違反した当事者の事情、契約当事者の行為態様等も判断要素となる。

第 3 章では、具体的なケースにおいて「重大な違反」の判断要素がどのように用いられ、どのように「重大な違反」要件の判断が行われているかを検討する。契約の目的物、義務の内容等の契約類型・義務類型に応じて、原則・例外という思考過程を経て、それぞれに適した柔軟な判断が行われている。

第4章では、「完全な違反」の判断要素およびケースにおける判断について検討する。「重大な違反」と「完全な違反」は違反の程度は同一であることから、「重大な違反」の判断要素も包含する。治癒のための時間を与える必要があるかとの問題では、例外的にそうした時間を与える必要のない場合に即時解除ができる。

### 第3編 契約解除要件をめぐる実務の課題と動向

第1章では、わが国において「契約目的不達成」の要件が問題となった判例を分析・検討する。催告・相当期間の経過の必要性は、履行追完可能性、すなわち履行追完が債権者にとって意味を有するかどうかによって判断される一方で、催告が不要な場合は、「契約目的不達成」を要件として無催告解除が認められるという判断がなされている。

第2章では、従来の解除に関する要件事実論を検討する。そこでは、債務不履行三分体系を前提として整理されており、新たな契約責任論を前提とした解除制度に対応しうるものとはいえない。

第3章では、「契約目的不達成」を要件とした、いわゆる付随的債務の不履行における解除に関する判例を対象として、「契約目的不達成」の判断構造を原則・例外の視点から検討する。契約の中心的義務の違反と異なり、付随的債務の違反の場合は、「契約目的不達成」の評価根拠事実として、契約内容だけでなく、付随的債務とされた事情や義務違反の内容を詳細に主張立証する必要がある。さらに、原則として、契約の目的物や内容、契約を取り巻く事情によって客観的に「契約目的不達成」が判断され、当事者が特に認識していた事情などがあれば、それは例外として考慮される。

### 第4編 解除要件の再検討

第1章では、催告解除と無催告解除との区別の基準、および、催告解除・無催告解除の規律と「契約目的不達成」等の要件との論理関係を検討する。

まず、わが国の「契約目的不達成」の意義とアメリカの「重大な違反」の意義とを比較してみると、わが国の「契約目的不達成」は無催告解除を許すかどうかの判断基準として用いられる概念であり、債権者の利益保護の観点から判断する枠組みであるといえるのに対して、アメリカの「重大な違反」の方がより広い概念であることが分かる。契約の拘束力からの解放を認める要件としては、従来の「契約目的不達成」要件を催告解除および無催告解除を通じる要件として、また、違反した当事者側の事情をも考慮要素に含む当事者の公平を図る機能を有するものとして、再構成する必要があると主張する。

次に、どのような場合に催告を必要とすべきかを検討する。アメリカの「完全な違反」概念、治癒権の検討、例外としての時宜に適った履行が必要とされる場合、および、わが国の民法542条の位置付けをめぐる議論や判例の検討などから考察して、催告が必要とされるのは、履行または追完の可能性がある場合で、かつ、それが債権者にとって意味がある場合である。解除における催告の要否は、履行あるいは追完が不可能であるのか、または、可能であってもそれが債権者にとってはや意味がない場合か、という基準によるべきとの結論に至る。

さらに、広く再構成した「契約目的不達成」要件と催告解除の関係を検討する。催告解除および

無催告解除を一元的に理解すべきとして、催告解除においても再構成した「契約目的不達成」要件を満たす必要がある。但し、アメリカと異なり履行の停止・保留という概念を持たないわが国においては、解除権発生時での要件の充足が必要と理解すべきである。すなわち、催告したが履行に応じないことが、無催告解除における「契約目的不達成」と等価値であることが必要である。

第2章では、まず、再構成された「契約目的不達成」の主張立証責任を検討する。一定程度の不履行があってはじめて、当事者を契約の拘束力からの解放を認めるとするのが解除の制度趣旨と考えるならば、催告解除および無催告解除を通じて、一定程度の不履行が存在することは債権者が原則として主張立証すべきと解することが妥当である。その上で、評価的要件として主張立証すべき事実の量的な問題は、契約類型・義務類型に応じて異なる判断をするべきである。

次に、再構成した「契約目的不達成」の評価根拠事実・評価障害事実を、アメリカのケースにおける判断を参考に検討する。目的物の所有権移転を伴う義務違反、金銭支払義務違反、その他いわゆる付随的義務違反、一部違反の場合の全部解除、定期行為に相当する義務違反に分類して、判断する。例えば、売買における動産を目的物とする所有権移転義務違反においては、目的物の価格の変動が激しいことから、別の取引の機会を得るために、原則として、契約内容および義務違反の内容をいえば、評価根拠事実として十分である。反対に、不動産を目的物とする所有権移転義務違反の場合は、目的物の価格の急な高騰や下落はまれであるため、原則として、契約内容および義務違反の内容だけでは評価根拠事実として不十分であり、不履行の期間、当事者の態度等も評価根拠事実として主張立証しなければ解除を認めるべきでない。また、技術や労力を要する請負型の契約においては、瑕疵の程度が高いことを評価根拠事実として主張立証すれば、原則として解除できるが、請負人の損失が多大な場合は評価障害事実となる。

結び—債権法改正に寄せて

最近の民法改正の動向を踏まえ、今後の解釈の指針についても触れる。民法改正要綱仮案では、催告解除では、不履行が軽微なことは消極要件とされ、無催告解除では、契約目的不達成を積極要件としているように理解されるが、催告さえすれば「契約目的不達成」とまでいえなくても「軽微」でなければ解除できるというように理解すべきではない。履行・追完の可能性、容易性、催告からの期間の長さ、当事者の行為態様などを考慮して、解除権発生時における、無催告解除の「契約目的不達成」と同程度の不履行といえるかを判断すべきである。

### 3. 評価

本論文の問題意識と検討の順序・方法は、序に示されている。契約解除の要件のあり方をめぐっては、最近の民法改正論議においても活発な議論がなされ、中間試案から要綱仮案に至る間においても明文化の動向に変化が見られる。そのような状況のなかで、筆者が、要件事実論の研究教育によって醸成してきた視点と問題意識のもとに、学術理論を検討しようとする本研究は、壮大な構想のもとでの研究の序奏としての一段階である。契約解除論が契約責任論と密接不可分でありながら

その理論的帰結に終わるのではなく、解除の要件論を実体法上の要件論と実務上の要件事実論とを視野に入れて、あくまで実証的に検討しようとする手法には、独自性と希少性が認められる。他方で、この壮大な構想を実現する手掛かりとして、わが国の議論にも影響を及ぼしつつある国際的潮流の源流たるアメリカでの動向に着目し、比較法研究を展開しているが、その比較法研究それ自体の成果は、先行業績に較べて新規性があるわけではない。但し、合理的な判断枠組みを模索した判例法の成果から、類型的な考察と、原則と例外を明確にした点に注目して、それに示唆を得て、評価性の高い「目的不達成」要件を要件事実論に耐えられるように再構築しようとする応用姿勢に、新規性と独自性を認めることができる。本論文の基礎となった問題意識と手法が、果たして、充実した研究内容をもたらしたかどうか。その点を各編と各章の内容に照らして検討してみる。

第1編は、日本法の解除制度の沿革、ドイツ法の学説継受による解除要件への影響、新しい契約責任論および民法改正をめぐる解除要件の議論を検討整理し、日本法における現在の解除制度の問題点を浮き彫りにしている。

その第1章では、「契約目的不達成」を条文上要件とする解除規定を中心に、民法制定当時の沿革を検討し、「契約目的不達成」は、一部の履行を受けても買主にとって用をなさない場合（他人物売買、数量指示売買）や、損害の算定が困難な場合（用益権、瑕疵担保責任）に、解除を認める機能を果たし、いずれも債権者の利益保護という観点で共通することを見出している。

第2章では、二つの点を浮き彫りにしている。一つは、定期行為について、それが相対的定期行為と絶対的定期行為とに分類され、催告解除・無催告解除のいずれによるべきかの議論を取り上げ、民法542条は履行期後の履行が物理的に可能であっても、債権者債務者間の合意によって履行期後の履行が債権者にとって意味を有しないことを認識していた場合に解除を認めるものであり、同条における「契約目的不達成」が、履行が物理的に可能であっても、履行期後の履行が債権者にとって意味がない場合を指すことを指摘する。もう一つは、定期行為解除についての帰責事由の可否についての議論を取り上げ、不要説は債務不履行に基づく損害賠償制度とは区別された解除独自の視点、すなわち、どのような場合に契約の拘束力を認めるべきかという視点から論じられていることを紹介する。これらの議論から、民法541条乃至543条の区別が相対的であることが意識され、解除要件が論じられる一方で、ドイツ法の学説継受により、解除要件が損害賠償請求の要件に従属していく過程が浮き彫りにされている。

第3章では、CISGをはじめとする欧米の解除制度が概観されているが、CISG等やドイツの解除制度について、制定時の議論やその後の解除制度の問題点について、さらに踏み込んで言及しておくことができれば、次章への重厚な基礎作業になったように思われる。

ひとまず、第4章では、そうした欧米の動向について日本への紹介と導入の端緒を検討している。「重大な違反」を要件とする解除と催告解除との関係をいかに解すべきか、「重大な違反」の評価性の高さに懸念が抱かれ、課題であることが明らかにされている。そして、法制審議会が公表した要綱仮案では、「契約締結の目的の達成に重大な影響を与えるものである」ことを要件としたいいわゆる付随的債務の不履行解除を認めた判例をもとに、催告解除においては、「軽微」でない不履行が

要件とされている。しかし、一部の法制審議会の委員幹事が指摘するように、当該判例は催告解除のケースではない点を指摘し、このような判例理解には問題があるという点を指摘する。以上の検討から、序の問題意識から、催告解除と無催告解除との区別の基準、催告解除と無催告解除と「契約目的不達成」要件との論理的関係の問題が存在することを浮き彫りにした点が評価できる。

第2編は、第1章でアメリカにおける契約解除制度の概要を整理して、第2章で解除要件論の展開を整理している。第2次リステイトメントの記載や学説から、第2次リステイトメント § 241 の「重大な違反」要件の判断要素については、基本的に債権者が契約により期待していた利益を違反により得ることができなくなってしまった程度が大きく考慮されるが、そのみならず、違反した当事者の事情、契約当事者の行為態様等も判断要素となることを明らかにしている。伝統的な整理であり、さらに、最新の議論を含めて分析を通じて再検証する余地がある。

第3章では、具体的なケースにおける「重大な違反」要件の判断を、第4章では、「完全な違反」の判断要素を、それぞれ細かく検討分析している。それらの検討分析により、次の4つの視点が成果として獲得されている。第1に、アメリカでは、「重大な違反」が、わが国の催告解除に相当する「完全な違反」と程度は同じであり、催告解除および無催告解除を通じて一元化された解除要件としての機能を有すること、第2に、「重大な違反」の判断要素としては、1次的には、侵害された当事者の契約によって合理的に期待される利益を奪われる程度が重要な要素として考慮されるべきであるが、違反した当事者の観点から、違反によって反対給付を得ることができなくなるにより被る権利喪失の程度、治癒の見込みも重視されていること、これにより、当事者間の公平を図る要件として機能していること、第3に、請負契約や売買契約といった契約類型、所有権移転義務、金銭支払義務などの義務類型によって、原則・例外という思考過程を経て、それぞれに適した柔軟な判断が行われていること、第4に、わが国の催告解除に相当するものとして、相当な期間内に治癒がなされない場合の「完全な違反」という概念が存在し、その例外としての時宜に適った履行が必要とされる場合が、わが国の無催告解除に相当するものであることである。

これらの視点は、後の第4編において、わが国での解除要件の再検討に有効に用いられることになる。検討分析されたケースは主なものでも46個に上り、実証的な手法が活かされている。但し、契約類型・義務類型は、典型的な類型が扱われており、現代的な契約、例えば、複数契約、団体型契約や複合的契約などについて、さらに検討分析すべき余地が残っている。

第3編は、契約解除要件をめぐるわが国の実務の課題と動向を整理している。実務の現場からの貴重な報告としても有意義な一編である。まず、その第1章では、「契約目的不達成」要件が問題となった判例は、従前いわゆる付随的債務の不履行を扱った判例を除いては、網羅的に分析検討したものが今まであまりなかったと観る。催告・相当期間の経過が不要とされる無催告解除において「契約目的不達成」要件が機能している点を明らかにした点が評価できよう。

第2章では、従来の解除の要件事実論が、新たな契約責任論を前提とした解除要件に対応しうるものではないことを明らかにしている。

第3章では、いわゆる付随的債務の不履行における「契約目的不達成」の裁判所の判断構造を対



象として、評価的要件が一定の方向に向けられた量的なものであることを具体的に検証している。また、民法改正要綱仮案の催告解除において「軽微」でない不履行が要件とされたが、その契機となった「契約締結の目的の達成に重大な影響を与えるものである」ことを要件とした判例（最判昭和43年2月23日民集22巻2号281頁、第1編第4章参照）については、「契約をした目的を達することができない場合とほぼ等価値であると判例は解しているものと理解す」べきとして、催告がなされたことを考慮しているものではないと評価した点は、事実として等価値という概念を認める要件事実論の本質からの考察が遺憾なく行われた成果である。

第4編は、以上を経て、解除要件の再検討へと論旨を整えつつ進めている。その第1章では、わが国の従来の「契約目的不達成」が無催告解除を認めるかどうかを判断する基準として用いられる概念であり、債権者の利益保護の観点から判断する枠組みと捉えられるのに対し、アメリカの「重大な違反」は、催告解除・無催告解除双方に通じ、違反した当事者側の事情をも考慮要素に含む当事者の公平を図る機能を有するものと捉える。こうした比較により、契約の拘束力からの解放を認めるための要件としては、わが国の従来の「契約目的不達成」要件を、催告解除および無催告解除に通じる要件として、また当事者の公平を図る機能を有する広い概念として再構成する必要があると提唱する。この点は、従来漠然と「重大な違反」と「契約目的不達成」との類似性が唱えられてきた中で、共通点と相違点を浮き彫りにし、わが国のあるべき解除要件を提唱したものと言える。次に、催告の要否は、履行あるいは追完が不可能であるか、または可能であってもそれが債権者にとってもはや意味がない場合を基準にして判断すべきと提唱し、催告要件と「契約目的不達成」要件とを一旦切り離し、催告の要否の基準を明確なものとしている。その上で、広く再構成した「契約目的不達成」要件と催告解除の関係については、アメリカのような履行の停止・保留という概念を持たないわが国の解除制度に応じて、判断時期の点を考察している。こうした分析は、わが国で債権法改正の基本方針で「重大な不履行」を一元的な要件とする解除が提唱されたときに、それに対する反動として催告解除の重要性が議論されたことに配慮したものと評価しうる。

第2章では、新たな契約責任論を前提とした実体法上の解除の趣旨から、再構成された「契約目的不達成」の主張立証責任を検討して、実務と理論とを架橋する。そして、広く再構成した「契約目的不達成」の評価根拠事実・評価障害事実について、アメリカのケースにおける判断を参考に、契約類型・義務類型に応じて具体的に検討している。この点は、あるべき解除要件の判断構造を示すものであるが、現在および将来の解除要件の民事裁判における主張立証の程度や裁判所の判断構造の明確化に十分資するものである。

本論文の結びとして、債権法改正に寄せた考察を加えている。本論文は、あるべき解除要件について、いわば立法論的な考察を進めてきたが、その成果は、要綱仮案とほぼ同じ内容で民法が改正された場合、どのような意義を有することになるのだろうか。おそらく、催告解除における「軽微」でない不履行、無催告解除における「契約目的不達成」、それぞれの文言解釈が問題となる。それらの解釈は、換言すれば催告解除・無催告解除を通じて、本論文で提唱された広く再構成した「契約目的不達成」要件を満たすかどうかの判断の場となり、今後、裁判実務においては、広く再構成

した「契約目的不達成」の判断が多く行われることが予想される。そうすると、今後は、アメリカにおける治癒権の意義内容や、債権者による解除権の放棄、損害賠償請求との関係、「重大な違反」「完全な違反」に関する新たな動向をより明らかにして、わが国でのこうした文言解釈や裁判実務における判断の指針となりうる研究へと歩を進める必要がある。また、本論文では、一部の契約類型・義務類型における判断構造のみを検討しているが、他の契約類型・義務類型における判断構造解明は課題として残されたままである。

以上、筆者が着実に積み重ねた研究活動の一環である本論文は、上記で示したように、高く評価される点や独自性が認められる。

しかしながら、なお、以下の諸点も指摘することができる。すなわち、第一に、本論文は従来の裁判例において契約目的不達成概念をもって「債権者の利益保護という観点から判断される」概念であるとしているが、そのような仮説を立てるためには論証をさらに充実させる必要があるのではないかと、第二に、「新しい契約責任論を基盤としても、どのような解除制度を採用するかは理論的に一義的に導かれるものではない。」と明言しているが、結論部分では、「新しい契約責任論を前提とする限り」、契約目的不達成要件は「当事者の公平を図る機能を有するものとして、新たに再構成されるべき」であるとも論じており、筆者の「新しい契約責任論」の理解をもっと明晰に示すべきではないかと、第三に、本論文は「催告解除」と「無催告解除」とで正当化根拠を別と考える「二元化」を想定し、これと対置する形で、アメリカ法に示唆をえた「一元化」を支持しているが、そもそも「二元化」なるものの理論内容・法律構成・基礎づけなどが必ずしも十分に示されているとは言えないため、「一元化」を強く推奨することの意義が分かりにくくなっているのではないかと、という諸点である。また、これらの諸点とともに、さらなる検討課題も残されているが、それらは本論文により獲得された視点や認識の展開、改正民法のもとでの解釈論的応用が大いに期待されるからでもある。

筆者が、法科大学院の教育研究に従事しつつ、教育面ではもちろん研究面でも実務と理論の架橋を心がけ、実践的な民事法学研究を継続してきた成果として本論文を審査するとき、審査委員一同は、博士（法学）の学位を授与するに値すると思料する次第である。

以 上